

総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第76号

総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則（平成31年総社市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（宣誓対象者の要件） 第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （1）～（3）略 （4）当事者同士が、<u>近親者</u>（民法（明治29年法律第89号）第734条第1項に規定される近親者をいう。以下同じ。）でないこと。</p> <p>（登録証明書の交付） 第6条 略 <u>（近親者等に関する届出）</u> 第7条 <u>前条第1項の規定により登録証明書の交付を受けた者</u>（以下「交付</p>	<p>（宣誓対象者の要件） 第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （1）～（3）略 （4）当事者同士が、民法（明治29年法律第89号）第734条第1項に規定される近親者でないこと。</p> <p>（登録証明書の交付） 第6条 略</p>

改正後	改正前
<p>者」という。)は、共に暮らす子等の近親者その他市長が適当と認める者(以下「近親者等」という。)との関係性について、登録証明書に記載することを希望するときは、その旨を届け出るものとする。</p> <p>2 前項に規定する届出をしようとする交付者は、子等の近親者に関する届出書(様式第4号。以下「届出書」という。)に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 住民票の写し</p> <p>(2) 戸籍謄本又は戸籍抄本(外国人については、近親者等である事実が確認できる書類)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>3 市長は、前項の規定により届出書が提出されたときは、当該交付者の登録証明書に、当該近親者等の氏名等を記載するものとする。</p> <p>(近親者等の氏名等の削除)</p> <p>第8条 登録証明書に氏名等を記載された近親者等は、市長に対し、子等の近親者に関する申立書(様式第5号。以下「申立書」という。)を提出することにより、登録証明書から当該近親者等の氏名等を削除するよう申し立てることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により申立書が提出されたときは、登録証明書から当該近親者等の氏名等の記載を削除するものとする。</p> <p>(登録証明書の再交付)</p> <p>第9条 交付者が、当該登録証明書を紛失、毀損又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ登録証明書再交付申請書(様式第6号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、登録証明書の再交付を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(登録証明書の返還)</p> <p>第10条 交付者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ登録証明書返還届(様式第7号)に必要な事項を自ら記入のうえ、登録証明書を添えて市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(協定自治体への転出)</p> <p>第11条 略</p> <p>(協定自治体からの転入)</p>	<p>(登録証明書の再交付)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により登録証明書の交付を受けた者が、当該登録証明書を紛失、毀損又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ登録証明書再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、登録証明書の再交付を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(登録証明書の返還)</p> <p>第8条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ登録証明書返還届(様式第5号)に必要な事項を自ら記入のうえ、登録証明書を添えて市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(協定自治体への転出)</p> <p>第9条 略</p> <p>(協定自治体からの転入)</p>

改正後	改正前
<p>第12条 略 2 略 3 <u>第7条から前条までの規定は</u>，継続使用者について準用する。 (その他) 第13条 略</p> <p><u>様式第2号 (第4条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第4号 (第7条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第5号 (第8条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第6号 (第9条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第7号 (第10条関係)</u> (別紙のとおり)</p>	<p>第10条 略 2 略 3 <u>前3条の規定は</u>，継続使用者について準用する。 (その他) 第11条 略</p> <p><u>様式第2号 (第4条，第6条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第4号 (第7条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第5号 (第8条関係)</u> 略</p>

附 則
この規則は，令和3年12月1日から施行する。

（表）

6cm	 パートナーシップ登録証明書
	総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則に基づき、 パートナーシップの宣誓をされたことを証します。
様
様
	年 月 日
	総社市長 印
	9cm

（裏）

この証明書の提示を受けられた方へ
総社市では、市民一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指しており、この証明書は、おふたりが“パートナーシップ宣誓”されたことを、総社市が証するものです。
法律上の効果が生ずるものではありませんが、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことで、いきいきと輝き、活躍されることを期待するものです。また、特記事項に記載した方についても、宣誓した2人が家族としての思いをもつ関係であると市が認めたものです。
証明書の提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。
.....
特記事項

備考 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。



子等の近親者に関する届出書（ファミリーシップ）

年 月 日

宣 誓 者		
氏 名		
(通 称)		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所 <small>(住民登録をしているところ)</small>		

子等の近親者			
フリガナ 氏 名		続柄	続柄
(通 称)			
生年月日	年 月 日	年 月 日	
住 所 <small>(住民登録をしているところ)</small>			

宣誓者が、上記に記載する子等の近親者を含めて家族としての思いを持つ関係であることに同意し、届出します。

注) 氏名欄について、15歳以上の場合、本人が自署してください。

届 出 人 (子になる人が15歳未満のときに書いてください。)		
資 格	親権者【 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> その他 ()】	親権者【 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ()】
住 所 <small>(住民登録をして いるところ)</small>		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

代書者

住 所	氏 名

子等の近親者に関する申立書

パートナーシップ登録証明書から、私の氏名等を削除するよう申し立てます。

（宣誓者の氏名）

（宣誓者の住所）

（宣誓者の連絡先）

年 月 日

申立人

住 所

フリガナ

氏 名

フリガナ

（通 称）

（生年月日）

代書者

住 所

氏 名

パートナーシップ登録証明書再交付申請書

年 月 日付で交付を受けた、パートナーシップ登録証明書の再交付を受けたいので、総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則第9条の規定により申請します。

再交付を希望する理由（いずれかに○をしてください。）

(1) 紛失

(2) 毀損

(3) その他（ ）

年 月 日

申請者

住所

フリガナ

氏名

フリガナ

(通称)

住所

フリガナ

氏名

フリガナ

(通称)

代書者

住所

氏名

パートナーシップ登録証明書返還届

総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則第10条の規定により、パートナーシップ登録証明書を返還します。

返還の理由（いずれかに○をしてください。）

（1）当事者の意思によるパートナーシップ関係の解消

（2）当事者の死亡（死亡年月日 年 月 日）

（3）総社市からの転出（転出先 ）

年 月 日

届出者

住所

フリガナ

氏名

フリガナ

(通称)

住所

フリガナ

氏名

フリガナ

(通称)

代書者

住所

氏名